

令和7年度男鹿市一般会計補正予算（第3号）の概要について

令和7年9月25日

(単位：千円)

一 予算規模

補正額	196,015
補正後の規模	17,321,900
前年度9月補正後予算との対比	△878,300

《補正予算の財源》

特定財源	2,920
------	-------

繰入金	1,500
寄附金	1,000
県支出金	226
国庫支出金	194

一般財源	193,095
------	---------

寄附金	200,000
繰入金	△6,905

(参考) 財政調整基金現在高	1,492,747
----------------	-----------

二 補正予算の内容

今回の補正予算は、総合計画の重点取組政策に基づく事業として、ふるさと納税に関連する経費のほか、商工業振興促進条例に基づく施設整備費補助金、鳥糞被害対策に要する経費などを計上した。

I 総合計画（重点取組政策）に基づく事業

(1) ⑧鳥糞被害撲滅作戦推進事業

2, 133

鳥糞被害の撲滅に向け、本年6月に試験導入したレーザー装置が高い効果をあげていることから、これを増設し、キレイで衛生的な地域を目指す。

- ・事業内容 レーザー装置追加設置
 - ・購入台数 100V式 : 8台 (1台 188,650円)
太陽光式 : 1台 (1台 462,990円)
 - ・設置予定 100V式 : 男鹿駅前周辺地域（商工会屋上など）
太陽光式 : 市内各地（被害状況に応じて設置）
- ・財 源 一般財源

(2) ⑨温浴ランドおが看板解体工事

2, 266

本年2月7日の強風により破損した温浴ランドおがの看板について、経年劣化による鉄骨の腐食が激しく飛散等の危険性があることから解体・撤去する。

- ・解体対象 温浴ランドおが看板（平成8年市設置、北浦西水口橋坂147-1）
- ・財 源 過疎地域持続的発展基金繰入金、一般財源

(3) ⑧企業誘致対策事業（施設整備費補助金）

60,240

商工業振興促進条例に基づく奨励措置を通じて、工場等の新設又は増設する者に対し支援することにより、地域産業の振興と雇用機会の拡大を図る。

- ・対象事業者、施設整備費補助金額等

企業名	施設名	施設整備費 補助金	備考
(株)SANABURI	早苗饗蒸留所	22,660 千円	令和7年3月31日操業
(株)男鹿まち企画	ホテルかぜまちみなと	37,580 千円	令和7年6月6日操業
計		60,240 千円	

- ・財 源 一般財源

(4) ⑨ふるさと納税返礼事業

96,994

ふるさと納税において「米」や「パックごはん」の寄附額が伸長していることから、返礼に要する経費を補正する。

- ・歳 入 200,000 千円（当初 250,000 千円 → 補正後 450,000 千円）
- ・歳 出 96,994 千円（当初 124,667 千円 → 補正後 221,661 千円）
- ・財 源 一般財源

(5) ⑧男鹿市スポーツ合宿等誘致促進事業補助金**2, 8 0 0**

新規大会の開催及び新規宿泊施設の建設等により、市内宿泊施設のスポーツ合宿利用が増大していることから増額する。

- ・ 事業内容 市内で開催されるスポーツ合宿等に対し、一人一泊 2,000 円を補助
(宿泊者数延べ 5 名以上、1 団体につき上限40万円)

予算現計	実績見込額	補正額
2,000 千円	4,800 千円	2,800 千円

- ・ 財 源 一般財源

(6) ⑨学習用プログラミングロボット整備事業**1, 0 4 0**

学習用プログラミングロボットを整備し、児童生徒のプログラミング的思考を身に付ける機会を創出する。

- ・ 事業内容 学習用プログラミングロボット 25 個
(教育委員会において管理、授業での使用を希望する学校へ貸出)
- ・ 財 源 教育指定寄附金、一般財源

Ⅱ 債務負担行為

(1) 戸籍総合システム機器等更新業務

12,738

戸籍総合システムの機器等更新を令和8年7月に実施するため、機器の調達期間を考慮し、令和7年中に契約締結する必要があることから、債務負担行為を設定する。

- ・ 契約締結 令和7年11月
- ・ 更新時期 令和8年7月
- ・ 業務内容 戸籍総合システムに係るパソコン、プリンター等の更新
(本庁生活環境課、若美支所、いとか市民サービス窓口)
- ・ 限度額 12,738 千円

(2) 男鹿市斎場指定管理業務

159,469

男鹿市斎場について、令和8年度以降5年間、指定管理による管理運営を行うため、債務負担行為を設定する。

- ・ 指定期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）
- ・ 業務内容 火葬及び焼却に関する業務、施設及び施設の維持管理に関する業務
- ・ 限度額 159,469 千円

(3)道路維持管理業務

18,000

市道の維持管理（一部）について、令和8年度以降2年間、民間事業者に委託するため、債務負担行為を設定する。

- ・ 委託期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）
- ・ 業務内容 市道の維持管理（一部）
 - ①草刈り業務（28路線、90,991 m²、春・秋2回実施）
 - ②舗装欠損部補修業務
 - ③道路パトロール業務（年12回）
- ・ 限度額 18,000 千円